

市町村消防の原則

消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

第十九条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

第二十条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行なうことができる。

第二十条の二 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について、市町村に勧告し、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。